平成26年6月橋本市議会定例会会議録(第5号)その2 平成26年6月19日(木)

(午前9時30分 開議)

○議長(石橋英和君)おはようございます。 ただ今の出席議員数は 22人で全員であります。

○議長(石橋英和君) これより本日の会議を 開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名 〇議長(石橋英和君) これより日程に入り、 日程第 1 会議録署名議員の指名 を行いま す。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 88条 の規定により、議長において1番 今城君、 14番 辻本君の2人を指名いたします。

日程第2 議案第5号 橋本市税条例等の 一部を改正する条例について

○議長(石橋英和君) 日程第2 議案第5号 橋本市税条例等の一部を改正する条例につい て を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番(阪本久代君) 地方税法の改正による 市税条例の一部改正なんですけれども、今回 の改正の特徴と、市税収入に与える影響とい いますか、その辺についてご説明お願いしま す。

〇議長(石橋英和君)総務部長。

○総務部長(枡谷俊介君) それでは、橋本市 税条例の一部を改正する条例について、ご説 明させていただきます。

主な改正点は6点ございます。この市税条

例の一部改正は、地方税法等の一部を改正する る法律、地方税法施行令の一部を改正する政 令、地方税法施行規則の一部を改正する省令 航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正す る省令によるもの、並びに固定資産税の第1 期の納期を4月から5月に変更すること、こ れらに伴い所要の改正を行うものでございます。

主な改正点の第1点の、条例第 23条第2項 の改正は、市民税の納税義務者等の定義を変 更するものでございます。地方税法第 294条 の改正に合わせまして、法人税法において外 国法人の事業所の定義を恒久的施設としたこ とに伴い、所要の規定の整備を行うものでご ざいます。

改正内容 2 点目の、条例第 34条の 4 の改正 は、法人税割の税率を改正するもので、地方 税法第 314 条の 4 の改正に合わせまして、国 税である地方法人税の創設に対応しまして、 法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げ られたことに伴う所要の規定の整備を行うも のでございます。

それから改正内容 3 点目の、条例第 67条の 改正は、固定資産税の納期の変更を行うもの でございます。第1期の納期、4月 16日から 同30日までを、5月 16日から同31日までに変 更するものでございます。実際の運用は 27年 度からの運用となります。

それから、改正内容 4 点目の、条例第 82条 の改正は、地方税法第 444 条第 1 項、軽自動 車税の標準税率の改正に合わせまして、軽自 動車税の税率の引き上げを行うものでござい ます。

それから、改正内容第5点目の、附則第 10

条の2は、固定資産税の課税標準の特例を定めるもので、地域決定型地方税制特別措置を導入するものです。地方税法附則第 15条第2項第1号、第2号、第3号、第6号、法附則第15条第8号、法附則第15条第37項、法附則第15条第38項の改正に合わせまして、公害防止用設備、浸水防止用設備、ノンフロン製品に係る課税標準の特例措置を行うものでございます。

改正内容第6点目は、附則第 16条、軽自動車税の税率の特例の規定は、地方税法附則第 30条第1項の規定の新設に合わせまして、条例第82条の軽自動車税の税制改正に上乗せしまして、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車、経年車に対する重課経年車重課の規定を制定するものでございます

その他、条項のずれ、語句の修正について 改正を行うものでございます。

そして、今説明を求められました、まず改正点2点目の、条例第 34条の4の法人税の税率の改正によりまして、どれぐらいの減税になるかとのおただしでございますけども、この法人税割の改正による減税額は、法人税割で約マイナス 2.6%、減税額は約 2,900万円になると試算をしております。

なお、この減税に対しまして、先ほど申しましたように地域間の税源の偏在を是正するという方針で、国税である地方法人税が創設されまして、国から地方へ配分がございますので、試算によりますと、この減税分が本市に配分されると考えられますので、本市の財源額にはほとんど変更はないものと思っております。

それから、軽自動車税の税率の引き上げに ついて、ご説明をさせていただきます。 増税 額は約 1,760 万円でございます。約 12.2%軽 自動車税については増税になると考えており ます。

以上でございます。

○議長(石橋英和君)ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君) ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第5号については、会議規則第 37 条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。 よって、委員会の付託を省略することに決 しました。

これより討論に入ります。 討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

[2番(阪本久代君)登壇]

〇2番(阪本久代君) 反対の立場から討論を 行います。

地方税法の改正に伴う一部改正ですので、 どうしようもないところもあるかもしれない んですけれども、今の説明でも、軽自動車税 については 1,760 万円の増収ということは、 一方では、市民にとってはこれだけ負担が増 えるということになります。

今は出てきませんでしたけれども、この税 法の改正で、自動車取得税が、本年4月1日 以後の購入により自家用自動車で5%から3%、営業用自動車、軽自動車で3%から2%に軽減されます。与党の大綱では、消費 税率が10%への引き上げ時に廃止するという ふうに明記されています。この自動車取得税 は県のほうに入るんですけれども、この納付 された額の66.5%が管理する市町村のほうに 交付されるんです。それによって、平成24年 度の決算で言えば、自動車取得税の交付金は について を議題といたします。 7,259万1,000円となっています。というこ とは、いずれ消費税が 10%になったときに、 この自動車取得税交付金がなくなるというこ とになります。 10%にならなくても、税率が 下がりましたので、その分、市への交付金と して入る金額が下げられるということになり ます。

それと、今のこの景気が悪い中で、やはり 経費の削減ということで軽自動車に乗り換え たりとか、また、橋本市では道が狭いですし 農作業にはやっぱり軽トラックとかがかなり 必要になってくると思うんです。だから、市 民にとったら、この軽自動車というのは本当 に必需品であると思いますし、その必需品に かかる税金が上がることによって市民の負担 が増えることになりますので、反対をいたし ます。

以上です。

- ○議長(石橋英和君) ほかにありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(石橋英和君) ないようですので、こ れをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号 橋本市税条例等の一 部を改正する条例について を採決いたしま

本案は原案のとおり決することに賛成の諸 君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇議長(石橋英和君)起立多数であります。 よって、議案第5号は原案のとおり可決さ れました。

日程第3 議案第6号 橋本市都市計画税 条例の一部を改正する条例につ いて

〇議長(石橋英和君) 日程第3 議案第6号 橋本市都市計画税条例の一部を改正する条例

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(石橋英和君) 質疑がないようですの で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお ります議案第6号については、委員会の付託 を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。 よって、委員会の付託を省略することに決 しました。

これより討論に入ります。 討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(石橋英和君) 討論がないようですの で、討論を終結いたします。

これより議案第6号 橋本市都市計画税条 例の一部を改正する条例について を採決い たします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ りませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されまし た。

日程第4 議案第7号 橋本市火災予防条 例の一部を改正する条例につい

〇議長(石橋英和君) 日程第4 議案第7号 橋本市火災予防条例の一部を改正する条例に ついてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(石橋英和君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第7号については、委員会の付託 を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。 よって、委員会の付託を省略することに決 しました。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(石橋英和君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第7号 橋本市火災予防条例 の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第8号 橋本市職員定数条 例の一部を改正する条例につい で

○議長(石橋英和君) 日程第5 議案第8号 橋本市職員定数条例の一部を改正する条例に ついて を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番 松浦君。

○9番(松浦健次君) これは、救急・火災等の出動件数の増加に伴い、とあるんですけども、現在の実態と、それから現状に対する問題の認識とそれに対する対応、どのように考

えておられるかをご説明願います。

- 〇議長(石橋英和君)消防長。
- **〇消防長**(**寺垣内 守君**) おはようございます。

議員おただしの件でございますが、現在、 救急件数は、平成 22年から25年までですけど も、約 500 件増加しております。それに伴い まして、23年10月に北消防署を開署したわけ なんですけども、救急車3台の運用率が、現 在年間約 100 件、同時に3台出る状況になっ てございます。そのときに、北消防と橋本消 防のこちらに待機する職員の数が3名ぐらい となってきております。そのため、他の救助 工作車、消防車が出動できない状況になって おりますので、定数条例を当局にお願いした ものでございます。

以上です。

- 〇議長(石橋英和君) 9番 松浦君。
- ○9番(松浦健次君) 1回目の答弁もれで、 現在の問題点、あればその認識と、それに対 する対応についてお伺いしたんですけども、 答弁がありませんので。
- ○議長(石橋英和君)答弁願います。 消防長。
- 〇消防長(寺垣内 守君) すいません。

問題点としましては、やはり人員不足で、現在、北のほうで5名勤務しております。その中で3名が、救急出動要請がございましたら3名出動します。残り2名で消防車、他の災害に行くわけなんですけども、課題としましては、救急車等がやはり大型化しておりまして、橋本市内全域に救急車だけ出動さすというのが困難な状況になっております。狭隘地区に関しましては、小さい消防車で傷病者宅まで救命士が出動しまして、そこから処置をしながら、大きな本当の救急車まで搬送しているのが現状でございます。

これにつきましては、問題点なんですけど

も、全ての道を救急車が入るようにというわけにもいきませんので、できる限りこういう 状況を市民の皆さんにご迷惑をかけないよう に、小さい車を活用して出動していきたいな と思ってございます。

〇議長(石橋英和君) 9番 松浦君。

○9番(松浦健次君) ニュース等でよく聞く んですけども、救急車、本当に必要ではない のに軽度の状態で呼ぶのが多いと。タクシー がわりに呼ぶとかそういうことで、本当に必 要なときに間に合わないというか、用を足さ ないというような問題をよく見聞きするんで すけども、橋本ではそういうことはありませ んか。もしあるとすれば、どういう形で対応 していこうとお考えでしょうか。

〇議長(石橋英和君)消防長。

〇消防長(寺垣内 守君) 議員おただしの件でございますけども、約 25年中で 1,149 件の出動回数がございます。その中でだいたい半数が軽症になりますけども、電話、 119 番通報の中で相手方と受け答えするときに、軽症かどうかの判断をするのは非常に難しゅうございます。中で、これは軽症ですねと思いつつも、やはり現場に一旦行って現状を見てから、もしあれやったらというような形で、病院遠なったりしますので、そのときはお話をして不搬送というような形もとる場合がございます。本当に、年間にすれば数件になってしまいますけども、そういう形で活動のほうはやっています。

また、救急車とかホームページに適正利用のPRをやらしていただいておるんですけども、いっとき 100 件ほどダウンしたんですけども、またうなぎ登りに上がっているのが現状でございます。

以上です。

〇議長(石橋英和君) ほかにありませんか。14番 辻本君。

○14番(辻本 勉君) 定数が66から75名ということなんですが、この9名プラスというのは大変大きな問題ではないんかなと。当市の適正要員配置といいますか、その辺から考えましても、かなり大きなウエートを占めていくので、大変かなと思うんですけども、この中で、75名で北署と本庁の人員の配分といいますか、これについてお尋ねしたいのが1点。

もう一点は、この北消防ができたときに、いろいろ広域の中で問題点が出てまいりました。これは、伊都地方といいますか、和歌山県の消防の広域化というものを進める中で、昨日、同僚議員も質問しておったんですけども、広域化を進める中で橋本市が北署をつくったということで、近隣の町長のほうからいろいろなご意見が出されたと思うんです。

で、将来に向けて伊都消防との絡みがありますので、今の段階で、この橋本消防の定数を大幅に9名増やすことがいいんかどうか。 将来的に、橋本市の消防体制が何名の体制でいくのがベターなんかということも十分考えた中で、要員修正をしていくべきではないんかなというふうに私は考えております。そういう意味で、将来に向けての基本的な考え方についてもご答弁をいただきたいなと思っております。

それと、もう一点、この条例は公示の日から施行するということなんですが、本日可決されますと即というか、施行されるんかなと思うんですけども、これによって、来年度からこの9名、定数枠に応じた募集がかけられて、即75名という定員に持っていこうとお考えなのか、段階的に、やはり職員採用というのは、基本的には計画を持った中で段階的に増やしていくというのが私は理想やと思うんです。一回、一気にたくさんの方を増やすといろいろ問題も発生してくるので、基本的には段階的に増やしていくというのがベターで

はないんかなと思うんですけども、その辺も 含めまして、この採用計画というのがどのよ にされようとしているんかという点につきま しても、ご答弁をいただきたいと思います。 〇議長(石橋英和君)消防長。

〇消防長(寺垣内 守君) 議員おただしの消防本部、橋本消防署と橋本北消防署の配分についてでございますけども、現在、橋本消防署8名、北消防署6名というような配置になってございます。

それで、北消防署のほうは、現在、救急以 外の出動がございましたら、シャッターを閉 めて出動しているのが現状でございます。そ れで、また研修とか休暇とかいろいろござい ますので、北消防署の最低5名が勤務してご ざいます。3名が救急に行くと、残るのは常 に2名。2名で常に消防車、はしご車、そう いうのを稼働しているわけなんでございます けども、何分、2名の出動で活動できる範囲 は、すごく範囲が知れておりますので、最低 3名必要であると。それと、指揮する人間が 1人要りますので、北消防署のほうには7名 配置をお願いしてございます。もし、1人研 修等でいなくなっても、指揮者と兼務できて 3、3で出動できるというような考えを持っ ております。1隊3名、最低3名が必要であ ると考えております。

橋本消防署につきましては、救急車が2台 ございます。救急車2台、救助工作車、消防 車が3台、このように持っておりますが、救 急車のほうは1隊が3名と定められておりま す。それで、先ほども申しましたように、救 急車が北と橋本で3台同時に出ると、残って いる人間が最低で3人になってくるというよ うな形で、交通事故とかそういうものの対処 ができない状況になっております。それで、 橋本のほうにつきましては、救急隊2隊6名 出動した後、4名の確保が最低でも要るんで はないかと。その場合でも、救助工作車1台 しか出せませんけども、救助工作車もしくは 消防車1台を出していきたいなと考えており ます。

今の対応策としましては、橋本市外の医療 機関へ搬送する場合、これは定員というんで すけども、病院から病院へ行く場合、日赤、 医大、そういう場合につきましては、先生方 が一緒に乗ってくれる場合に限って、3人要 らんよと言われた場合につきましては2名で 行かしていただいているのが現状でございま す。

それで、一応配分が 10名と7名という考えで、橋本2名と北1名の3名、それの 24時間制を3グループでやっておりますので、9名という形でお願いしました。

2点目の広域の件ですけども、これは僕から、ちょっとお話するのは難しいんですけども、平成18年から合併以来、伊都消防と橋本の広域化ということで、いろいろ検討してございました。その後、県のほうから5ブロックに分けて広域化という話で、那賀消防、紀美野町消防本部を踏まえた5消防本部で協議が始まり、やってきたわけなんですけども、23年に解散という形でなってございます。

それで、広域の場合の数字的なものは、ちょっと出せないんですけども、そのときは伊都と橋本のみになってました。現状、共同指令センターが、高野町を踏まえて稼働に向けて準備しておりますので、今度は3消防の広域を考えていくべきかなというようなことも思います。橋本、伊都だけを広域すると、指令センターのことがございますので、そこらもいろいろな問題点が出てきますので、今後の課題となっております。

あと一点、条例の救命増員の件なんですけ ども、これについては、市当局と相談しなが ら計画的に増員していただければと、かよう に思っております。当然、議員おただしのように、9人例えば来年採用していただいても9人を一人前にするのに時間がかかりますしまた、年齢が重なるとやはり難しいところがございますので、計画的に採用していただけたらと思っております。

以上です。

- ○議長(石橋英和君) ほかにありませんか。 14番 辻本君。
- ○14番(辻本 勉君) 今、消防長から説明あ ったんですけども、再度ちょっと答弁もれの 部分もあるんです。要員が現在 66名というこ となので、これは本部が何名で橋本署が何ぼ 北署が何人かということを、具体的にお答え をいただきたい。橋本署は8名の3隊制とい うことで掛けていったらわかるんですけども 基本的にその配分。本部が何名、橋本署が何 名、北署が何名ということで、再度ご答弁を いただきたいなと。そのことによって、橋本 署の8名体制が10名体制、今、説明あったと おり10名体制で、これが3班ですので6名プ ラスされて、北署が6名の班体制がプラス1 で7名体制になって、3班ですので3名です か。1人ずつ増やすと3名、合計9名という 増員という形になるんですけども、この数字 だけ、ちょっと答弁もれなので。
- 〇議長(石橋英和君)消防長。
- ○消防長(寺垣内 守君) すいません。

消防本部の日勤部門なんですけども、日勤者、俗に本部の中に入っている人間が 12名ございます。それと、北消防署の署長も日勤になります。あと6名については、現在消防学校に入校中でございます。それで合計 66名になると思うんですけども、1名ちょっと休暇者いてますので、それも日勤のほうに含めさせていただきます。

以上です。

〇議長(石橋英和君)14番 辻本君。

O14番(辻本 勉君) ありがとうございます。

広域については、またいろいろ議論をして いただいたらいいと思うんですけども、橋本 が増やすことに対して、やはり後々広域化の ときに、前回もそうだったんですけども、伊 都の中でまとまりにくくなってくるといいま すか、橋本だけ増やしてしまったら、結局は 広域になったときに、それで全てを、人件費 等いろんな経費を伊都全体で負担をしていく となったときに、かなりの増額になっていく ということで、これは近隣の首長が、当然い ろいろ、なんやかんやという話も出てこよう かと思うんですけども、それも含めまして、 きちっとした、ほんまにこの橋本市、橋本消 防の部分と伊都消防、高野口消防の部分、高 野口の関係も含めまして、きちっとした要員 体制といいますか、要員予測というものをき ちっと立てた中で消防行政を進めていくとい うことが大事かなと。

消防については大変大事な問題なんですけども、大事と言いながらも、大変厳しい財政状況の中で、あまり大幅な要員増というのはできないというのが現実ではないかなと思いますので、それも含めまして、今後十分な対応をお願いいたしたいなと思います。

採用については、本庁のほうの権限になる んかと思うんですけども、この議案が通りま すと、来年度からどういう形でこの定数に持 っていこうとしておるんか、その点だけ再度 ご質問しておきます。

- 〇議長(石橋英和君)企画部長。
- ○企画部長(北山茂樹君) 職員採用につきましては、先ほど消防長も答弁したんですけども、一度に9名を採用するんではなくて、やはり計画的に採用していきたいと考えております。採用する中で9名の定員を増やすんですけども、でき得れば職員実数を抑制したいという考え方を持っておりますので、例えば

ですけども、消防指令等につきましては、やっぱり経験の豊富なということを考えれば、職員の退職者の再雇用者を活用するという方法もございますので、その辺も十分工夫、検討しながら、できるだけ採用枠を、採用実数を抑制していきたいと、かような考え方を持っております。退職補充それから新規採用ということもございますので、3年ないし4年間かけて採用というようなことで考えてございます。

〇議長(石橋英和君) 18番 井上君。

○18番(井上勝彦君) きのうも広域合併のことに質問してございますんやけれども、きょうはちょっと角度を変えて、消防長に質問しておきたいと思います。

先ほど 1,159 件の救急と、それから合計500 件の火災というんですか、そういう出動ですか。ちなみに高野口、橋本市なんですけども、高野口は何件あったんですか。それを聞かせていただきたいのと、それから、先ほどの辻本議員の質問の中で、広域については今後の課題として考えていこうと思っていると。今後じゃなしに、私は近々の課題と思っています。

例えば、これは橋本市に住んでおって、仮にこれ、定員が枠をつくったとしても、半分というんですか、旧高野口町のところへは行けないでしょう。取り組んでいけるんですか橋本市だけの考えでしょう。そうなると、旧高野口町の安全・安心という立場から考えたときに、同じ橋本市民でありながら、要するに負担金だけ払うて安心・安全を任したらええんやと。悪く考えれば。橋本市だけ安心・安全を考えてたらええんやと。旧高野口町に住んでる住民はどんな感じしますか。

私は、やはり橋本市として、橋本市住民の 安心・安全という立場を主張すべきだと思う そして、伊都消が仮に、きのうも市長言って おりましたけども、話を持っていって、近々の課題と言って話を持っていってあかんだら 脱退したらええんですよ。そうでしょう。脱 退すると言うたら絶対ついてきます。負担金 がいくら払うてますか。ちょっと聞かせてく ださい。 2 点。

〇議長(石橋英和君)消防長。

〇消防長(寺垣内 守君) 負担金については、約1億8,000万円でございます。

それと、先ほどの出動件数なんですけども 救急出動等につきましては、旧の橋本市だけ になっております。高野口町のほう、現在ち よっと資料持っておりませんので、また後ほ ど提示させていただきます。

それと、議員おただしの高野口町の出動、 橋本市消防本部がかかわってないというよう な形なんですけども、火災、救急、救助に関 しては、伊都消防のほうでやっていただいて おります。ただ、水防関係、水関係について は、橋本市消防本部のほうからも同じように 出て、活動はさせていただいております。特 に、土のうとかそういうものは、橋本市の消 防のほうは常に持っておりますので、そのま ま水防活動については活動させていただいて おります。

〇議長(石橋英和君)18番 井上君。

○18番(井上勝彦君) 消防長、それはよくわかってるんです。だから、そのことがあるので余計ややこしいんです。あなた方は区分をして、台風とか水が出たら橋本署ですよと。火事の場合は橋本消防署呼べないんです。どこへ電話したらええんかなと。これから高齢化進んできますな。まあ伊都消行きます。水が出た、水出たらうち違うさかい、あっちへ行きなさい。火事やというたらね、橋本へ電話したら、いや伊都消やと。こういう、やはり行政官同士の最初のいきさつが、我々も責任あるんですよ。責任はあなたにあるとは言

ってませんけれども、やはりこれは近々の課 題として、議員も非常に心配されておる。ほ とんどの議員はそうだと思いますが、やはり 伊都・橋本の消防本部と、それから高野山を 含めるんでしたら高野山の消防本部と、それ から橋本と、まずその消防長以下何名か関係 職員が寄って、それで近々に寄って、要する に我々も応援しますよ。総務でも出してね。 で、議会も、やはりきのう言うたように議長 会も皆含めて、そして市民の代表である議会 も含めて、巻き込んで、それで管理者に、要 するに平木新市長に、やはり結局きちっとも の言えるような体制をつくる。体制をつくっ て、政治やから、やっぱりこの政治の中で行 政官同士の中でこうなってるから、要するに 前向いていかんわけですわ。

そやから、これは何としても、やっぱりこの橋本市の、伊都消と合併するということは別の考えとしとるけども、住民にとっては、分けら変なことなんです。住民にとっては。分をされているということはね。そこのところをきちんと認識をしてほしいと。同じ市民であるのに、ほんなら、結局合併しても何もえこではかったよというところへやないかいと、消防かて来てくれやんやないかいと、さかるんですわ。これをわかってほしいんですわ。その解決をすることが、やはり合併の一つになる一つの手段として、消防という安全・安心のところで助けてくれやんよと。何で助けてくれやんようなところへ合併したんようなる。

橋本もそうです。旧橋本側から見てでも。 高野口消防団、あのくらい器械、器具そろっ てるのにやな、充実してある。和歌山県下一 になった。その消防団が橋本へ来れやんのや って。お互いにそういうふうになってるわけ です。そこのところが、ただ口先だけじゃな しに、やはり一日も早く合併に向けて、それ がまた財政の問題にもかかわってくる。

これは、私はこの人員を、先ほども同僚議 員言うてましたけども、これを9名増やして 橋本独自走っていくということになれば、広 域の、要するに合併するための一つの、まあ 言えばやりにくい要素になってくる。要素。 ほんでに説明するときは、やはり定員の、今 後広域も含めた中で定員は維持確保して、ち ゃんと体制をつくるために橋本市としては考 えてるんやよという、もっと大きな意味で受 け入れしますよという形の中での定員増とい う形を、私はとっていただきたい。高野口も 含めた中での定員増でという、橋本市全体の 中で。そこで伊都も高野も含めますんやでと いう、やはり度量というんですか、そういう 形で私は持っていってほしいですな、この定 員増については。旧橋本市だけということや なしに。これは、そういう度量というんです か、橋本市、やっぱりお金はなくても大きい もん。ほんでに、やっぱりそういう度量をも って定員増、私は反対はしませんけれども、 中身としてはそういう形でお話をしていただ きたいなと思いますけども、その点について ちょっとご答弁願えますか。

〇議長(石橋英和君)市長。

[市長(平木哲朗君)登壇]

○市長(平木哲朗君) 昨日からもいろんな質問をしていただいていますし、十分理解をしております。

今回の定員増につきましては、ちょっと前ですけども、橋本市内で火事があって、2箇所同時火災というふうなこともありまして、そして、運悪いことに、もう一箇所火災が起こりました。そのときに、橋本市の消防本部に2名しかいてなかったということで、五條のほうから消火をメインでしていただいたという経緯もあります。

現状、確かに広域の一つの考え方もあるん

ですけども、橋本市の消防を考えたときに、 今の段階で十分な対応ができるんかどうかと いうことを根本に、基本に考えて、今回の増 員という形を提案させていただきました。 9 名いっぺんにというのは職員定数の適正化も ありますので、それは無理というのは十分理 解しています。その中で今、橋本市が、そし たら本当に三つ、不幸にも3件の火事が同時 発生したときの対応というのは、非常に難し いという判断をしましたので、その中で数年 かけて採用をしていくと。

消防職員の難しい問題は、即戦力にはならんということなので、消防学校へ必ず送る、救急救命士に関しても、講習を受けに行くという問題で、採用しても即戦力にはすぐにならないという問題も、今、6名消防学校へ行っていますし、それから救急救命士の講習も受けてもらわなあかんという問題もありますので、そういう意味で、できるだけ安心・安全という問題がありますので、今回増員をさせていただきたいということで提案をさせていただいています。

広域の議論につきましても、当然これから 議論をするわけで、確かに1市3町の意見も 頂戴して、増員することの同意を求めること が先なんか、橋本市の安心・安全を守るのが 先なんかという、二つの議論があると思いま す。その中で、本当にそしたら伊都消防とし ての消防職員の数が本当に足りてるんか。今 の現数で本当にいけてるんかと。今度、高野 町も入ったとしたら、高野町の消防の数も足 りてるんかという議論の中で、それは話をし ていけばいいのかなというふうに思っていま す。

そして、きのうもお答えしましたように、 広域消防については、もう一度、1市3町の 首長とお話をして、どういう方向で進めるん かというのを近々に提案をしていきたいと思 っています。一緒になるのがいいのか、飛び 出すのがいいのか、橋本市だけがええという 考え方というのも、なかなかついてきてくれ へん部分もあると思いますので、それを広域 の中でしっかりと議論できる体制をとってい きたいと思っています。

近々また広域の管理者会が、 26日でしたか、 ありますので、一応うちからの投げかけもさ せていただきますし、議員の皆さんにも、各 議会とのやっぱり話をしていただく。なかな か、ある首長は、これに対してはあまり積極 的ではないという首長もおられますので、そ ういう中で広域消防のあり方ということを議 論させていただきますので、別に高野口をな いがしろにするとか、そういうことではなく て、今できる橋本市の体制をいかに構築して いくかということも、市民の安心・安全の部 分では大切かと思いますので、逆に、あまり 消防の人員を抑えていくということも、かえ って厳しい、本当に災害が起こったときに厳 しい状況も考えられますので、その辺は決し て軽んじているんではありませんし、しっか りとした議論をしておりますので、これにつ いては、ぜひご了解をしていただきたいと思 いますので、よろしくお願いします。

O議長(石橋英和君) ほかにありませんか。 16番 堀内君。

○16番(堀内和久君) すいません。ちょっと 素朴な質問なんですけども、9名の採用枠と いうことで、元職員であったりとか、いろん な臨機応変にいっていただけるというような ニュアンスやったと思うんですけども、そこ で、私ちょっと今思ったんですけど、高校、 大学出て、よそへ働きに行くというんですか ね、他市他県に行くということをちょっと踏 まえてなんですけども、例えば、本市出身者 で、橋本市外で公務員というか消防職につい て外へ出られた方とか、当然、法律・条例あ るんで年齢とかそういうことも、いろんな壁があるのかなと思うんですけど、そういう即戦力という点では、現場でおられる 20代、20代ぐらいになるんかな、そういう人らに呼びかけというか、そういう人らに頭に入るんかなというのがちょっと思うんです。例えば、大阪府の消防に行っているとか、そんな人が帰ってきてくれたら、ある程度、田舎と違って都会はいろんな資格とかとれるんですよねそういうイメージもあるし、給料面で言うたら、ちょっとこっちへ戻ってきたら下がるんかなとか思うんですけど、そういうのはいかがお考えですか。

〇議長(石橋英和君)企画部長。

17番 松本君。

○企画部長(北山茂樹君) 職員採用をしますと、応募するのは個人の自由でございます。で、他府県の消防署等々に勤務しておって、橋本市に受けたいということであれば、当然受けていただいて、成績が良ければ採用ということになろうかと思います。現に、以前に東京消防庁に勤務していた方も、本市の採用試験を受けていただいたこともございます。 ○議長(石橋英和君)ほかにありませんか。

○17番(松本健一君) ちょっと先ほどの話に 少し戻る部分ではあるんですけれども、私自 身も家族が救急にお世話に、二度ほどなりま して、そのときちょっと感じたのが、やはり 社会的に高齢化してきているという分では、 救急の要請というのが本当に増えていくとい う、それと人口減少するとともに高齢化して いっていますから、中間人口がどうしても増 えていくということでいくと、この橋本市の 消防行政というのは、どうしても避けて通れ ない問題なんだと思います。

先ほどからの消防長のご説明を聞いていて も、本当に消防自体が、当面の安全性を確保 するという意味でも、今回の人員を増やすと いうところは性急な、急がなければならないことだと思うんですけれども、それと一方で先ほどから出ている二重行政の解消、これはどうしても急がなければ私はならないと思います。こういった問題、どんどん、どんどん増えていく傾向が出てくるかと思うので、負担ばかり増えていく。そういう部分を政治的に解決していかないと、もういけない時期なんだと思うんです。今やらなければ本当にいつやるという話ですから、ここは一昨年の地方自治法の改正で、行政の広域化から脱退することもできるという伝家の宝刀をいただいたわけですから、本当にそれを迫らないといけない。そうでなければ、どんどん、どんどん経費が増えていく。

それだけじゃないはずですよ。職員定数をここで増やせば、ほかを減らさないといけないという、以前から病院の問題とか聞いておりますと、医師を増やすと看護師を増やしたい。いろんな医療を増やしたい。そこにはもう人員を増やすしか方法はないというふうなお話も聞いているので、ここはもう一つ本当に、平木市長になって、しっかりとこの広域の解消という部分を突き詰めていかないと、これはもう本当に先々に汚点を残すと思いますけれども、その点に関しては、覚悟のほどを市長はどのようにお考えでしょうか。

〇議長(石橋英和君)市長。

[市長(平木哲朗君)登壇]

○市長(平木哲朗君) 先ほどから答弁してますように、この問題につきましては、以前から木下市長も取り組まれているというお話も聞いております。ただ、管理者会の中で、やはり同意を得るという問題もあります。そういう面で、これからしっかりした議論をしていくためにも、私はそういう方向で取り組んでいきたいと思ってますが、これ、私一人何ぼ頑張ってもだめなんです。本当に議会の皆

さんも協力していただかないと、私一人やっていても非常に難しい問題もありますし、消防だけ違うて、広域というのも、まだ国城寮の問題もありますし、環境管理センターの問題もあります。そういう中で、バランスをとりながらやっていくということも大事でありますので、できるだけ、先ほども申しましたように早い時期に、26日に管理者会がありますから、その中で提案もしていくという、まず形で進めていきたいと思っています。

もう十分課題であるのは、私も市会議員を やっていましたから、そういう部分について は承知しておりますので、できるだけ解消で きるように取り組んでまいりますので、ご協 力よろしくお願いします。

- 〇議長(石橋英和君)17番 松本君。
- ○17番(松本健一君)ありがとうございます。 積極的に議会のほうも広域の議会等に行か していただいて、その場で関係議員も市長を 応援してまいりますので、どうかよろしくお 願いいたします。

それと、今回9名増えるに際して、人件費的にどれぐらい増える見込みを持っているのか。それと定数自体、昨日、市長が 399 現在ということでしたけれども、これを維持していかなければ、総務省のほうの算定等、指導等もいろいろと問題があるかと思いますけれども、その辺の調整はどのようにされるおつもりなのか聞かせていただけますか。

- 〇議長(石橋英和君)企画部長。
- ○企画部長(北山茂樹君) 人件費でございますけども、単純計算になるかと思いますけども、生涯賃金が約3億円と言われておりますので、9名が増えますと 27億円と。採用してから退職するまでの約 40年で、27億円というようなことになろうかと思います。

(「答弁もれ」と呼ぶ者あり)

O議長(石橋英和君) 答弁もれご指摘ください。

O17番(松本健一君) どこで調整するのかお 答えいただけますか。

- 〇議長(石橋英和君)企画部長。
- 〇企画部長(北山茂樹君) 定数でございますけども、今現在、橋本市の全体の定数といいますのが 1,081 名です。 26年4月現在。実数が 886 名です。その中には市民病院も全て含めての定数でございます。

特に、市長部局のほうでは、 511名に対して実数が 417名ということでございますので、そこで約 100名の余裕があるという、定数全体でいいますとこういうふうになりますので今回、消防定数が9名増やしても、市長部局の定数の中の範囲内に十分おさまりますのでその辺で総務省と、特に全体定数が増えるということではございませんので、協議も何も必要はないかと思います。

○議長(石橋英和君) ほかにありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(石橋英和君) ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第8号については、委員会の付託 を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。 よって、委員会の付託を省略することに決 しました。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(石橋英和君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第8号 橋本市職員定数条例 の一部を改正する条例について を採決いた

します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、10時40分まで休憩いたします。 (午前10時29分 休憩)

(午前10時40分 再開)

〇議長(石橋英和君) 休憩前に引き続き会議 を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

消防長。

〇消防長(寺垣内 守君) 先ほどの井上議員 の答弁もれでございます。高野口町の昨年の 件数なんですけども、火災件数が4件と救急 出動件数が548件となっております。

それと、辻本議員おただしの件の、職員の 配置なんですけども、本部要員としまして通 信指令員、消防学校入校者含め 24名、橋本消 防署23名、橋本北消防署 19名、合計66名とな ります。

以上です。

○議長(石橋英和君) 休憩前に引き続き会議 ○議長(石橋英和君) ご了承願います。